

市民社会と教会の伝統

中国の教会の喫緊の課題⁽ⁱ⁾

王 艾 明／渡 辺 祐 子(訳)

1. 序論 日本と中国 異なる近代化の過程

今日中国は、国際貿易や経済活動だけでなく、政治・文化から見ても無視することができない大国になっている。世界全体に及んでいるプラス、マイナス双方の様々な影響は、どれも中国の存在と密接に関わっている。また言うまでもなく、地政学的視点から考えても、中国は周辺国や民族の利害に対して潜在的な、あるいは軽視できない影響を与えている。

いっぽう、中産階級の多くの中国人旅行者が日本を訪れているように、とりわけ中国と世界の歴史、そして未来に関心を持つ中国人研究者はみな、アジアにおける「欧州型国家」としての日本の制度、法、秩序を高く評価せざるを得ず、公衆衛生、公共心、個人々の自律にみられる規範やマナーに感心している。またそのいっぽうで中国の人々は、日本社会が依然東アジアの文化伝統に由来する様々な礼儀や、道徳、神々への畏敬という生活スタイルを維持していることに敬意の念と親しみを覚えている。それはちょうど、中国の古典や芸術がその姿をとどめている記憶

の場所に立ち返ることともいえる。

中国人組織神学者として、日本についての私の観察、認識は、一般の中国人旅行者と同じような側面もあるが、当然それとは別の認識ももっている。それは、近代史上、日本と中国が同じ西洋文明の衝撃という歴史的危機に直面し、同じように変化と選択を迫られたにもかかわらず、両者がその後選び取った「自強」の道は大きく異なっていたということである。そこから得た経験は、私たちに歴史学、倫理学、法学、さらには人類学的思考を促すに十分であるが、同時に神学的な思索はある種特別な視角を提供するものであろう。

1840年から1842年のアヘン戦争の後「南京条約」を結ぶことによって、中国は産業文明期にある西側諸国との歴史的邂逅を遂げた。日本と西欧列強との歴史的邂逅は、1854年、アメリカ海軍提督ペリー(Matthew Calbraith Perry, 1794-1858)との間に結んだ「神奈川条約(日米和親条約)」に依っている。この時から東側の古い歴史を持つ世界に激しい変化が起き始めたのである。

中国について述べれば、こののち100年間、多くの歴史的事件が起きた。西欧列強の清国に対する植民地、半植民地主義的な攻撃と蹂躪。内乱と飢餓。多くのキリスト教宣教団体の流入とそれらによる慈善教育事業。「五四運動」と「新文化運動」。マルクス主義思想の流入とマルクス主義政党的の誕生。辛亥革命、千年におよぶ皇帝制の崩壊。中華民国の成立と北洋軍閥期。第一次世界大戦、第二次世界大戦、抗日救亡(抗日戦争)。国共内戦。ソ連を範とした共産党による中国統一と共産党政権の樹立(1949年～)。文化大革命(1966年～1976年)。鄧小平による「改革開放」(1977年～)。天安門事件(1989年)。中国の宋代以降二度目の世界経済大国化。大気汚染。そして汚職と官僚の腐敗は今なお続いて

いる。

日本も同様に大きな歴史的変遷を経てきた。

1868年の明治維新によって、日本は西洋諸国を範とする「帝国」の時代を迎えた。脱亜欧入と近代化の時代である。社会ダーウィニズムが国家哲学となり、30年で英仏独露米等の欧米列強と互角に競争する強国の仲間入りを果たす。日清戦争、日露戦争、朝鮮〔韓国〕併合、台湾の植民地化。第一次世界大戦。中国への侵略戦争。第二次世界大戦、太平洋戦争。ダグラス・マッカーサー率いる連合軍による統治。冷戦期。そして日本はアメリカ式の民主国家、立憲国家となった。

2. 合法的存在としての日本の教会 非合法的な存在としての中国の教会について

現実の問題として私は以下の点を指摘したい。

- 1) 日本では、牧師も神学者も平信徒も、政権党や政府に対し反対の意見を述べても政治的圧迫に遭うことはない。人身の自由を奪われることなど勿論ない。憲法の原則に基づくだけでなく、古くからの日本人の美徳もあって、排撃されたり監禁されたりもしない。これはなぜだろうか。
- 2) 日本では、税金を投じて国家宗教事務局⁽ⁱⁱ⁾のような組織を設置し、宗教団体、なかでも各教会の指導者の職権を管理統制し支配するようなことはない。また当局が代理人に指示し間接的に教会の責任者を支援したり、迫害したりすることもない。なぜだろうか。
- 3) 日本では、キリスト教各教派は神学校のような組織を自分たちで治め、それぞれの教派の聖職者を養成している。教育や研究の費用は政府から支給されず、すべて教会員の献金と社会資源に依っている。なぜだろうか。

- 4) 日本では、政府や政権党は教会や個人が大衆向けに作ったメディアや出版社、研究機関に干渉しないし、教会やキリスト者が違法をたくらみ国家を転覆しようとしているなどという疑いをかけることもない。むしろキリスト者や教会組織が法や公衆道徳を自覚的に守っていると信じている。なぜだろうか。
- 5) 日本では、西洋諸国の様々な教派教会が神学者、牧師、神父、あるいは志願者を日本に派遣し、開拓伝道し教会を建てることができる。日本の法律と公衆道徳を守りさえすれば、基本的な権利と自由は享受できる。なぜ日本政府や日本社会は彼らがやってくることに ついて何も心配しないのだろうか。
- 6) 日本では、教会や神学校あるいは様々な研究会、出版社、書店等のメディアが、他の宗教団体と同様、政府から補助金を配分されたり、政治的な待遇——例えば国会や地方議会に宗教界の代表がいる など——を受けたりはしない。なぜか。
- 7) 日本のキリスト教学校は公共教育を行っている。上智大学や聖心女子大学、ICU、同志社大学などがそれである。なぜ政府は心配しないのか。

これらすべての問題は、法と政治の側面から十分説明がつく。つまり日本はすでに立憲政治が行われる法治国家ということである。近代西洋文明の信教の自由、市民の基本的な人権、政教分離原則を、日本は受け入れ国家統治の基礎に置いているのである。

さて、ここから先は中国のキリスト教と教会について考えてゆこう。

上述の七つの点は日本ではすべて合法だが、中国では完全に禁止されている。あるいは合法となる可能性が全くないと言ってもいい。

なぜだろうか。どうすればよいのだろうか。

中国は今もなおマルクス主義を国家イデオロギーとしており、政治制度も依然としてソ連モデルに則っている。しかし鄧小平が実施した「改革開放」政策以来、中国は経済上は大きく変化し、1977年から今日までの間に、GNPとGDPは驚異的な成長を遂げている。そのためいま中国には世界史上特殊ともいえるパラドックスが生まれている。それは、人々がまじめに働いて得た富は、決して彼らの基本的な権利を保障するものではなく、言論の自由と信教の自由の権利に対して、国家はますます極端な圧力をかけているということだ。専門的な用語で述べれば、現在中国は国家資本主義と縁故資本主義の国となり、社会主義は見せかけのまといでしかなくなっている。

こうした現実の中で、レーニン主義とは異なる政治的主張を持つものが（この主義とは）異なる団体や政党を組織し、合法性を認められなくてもなんとか中国の現状を変えようとしている。これらの組織や団体は欧米を中心に中国の外で発展してきた。構成員の中には相当数のキリスト者がおり、独立教会の牧師もいる。彼らは、自分たちと同じような考えを持つ中国各地の家庭教会と協力しながら、結束して中国共産党の一党独裁に対し公に発言している。さらに彼らの多くの教会は、「改革派」[中国語では改革宗]と「福音派」を冠しており、国際的にも大きな政治的影響力を持っている。同時に中国政府はこれら「改革派」や「カルヴァン主義」を非常に警戒していて、改革派教会の牧師のなかには「国家政権転覆罪」の嫌疑で逮捕されたものすらいる。政府はこうした教会の牧師、あるいは組織そのものが反政府的政治団体であり、一般的な意味での家庭教会、独立教会ではないとみなしているのである。

私たちはこのような状況に関心を持ち、思考をめぐらさなくてはならない。私は次のように考える。

一. 教会は革命という手段を用いて中国の政治制度を変えることができるのか。ここに合理性、現実性はあるのか。今日の中国に、こうした強烈な政治的主張を持つ教会が存在する余地と自由は果たしてあるのか。これらの教会と、政府とは異なる見解を持つ非合法組織や政党とはどのように区別されるのだろうか。もっともこの「非合法性」は、中国外の西側諸国では合法であり正当なのだが。

二. 三自組織（中国基督教三自愛国運動委員会 Three Self Patriotic Movement と中国基督教協会 China Christian Council [以後便宜上前者を三自愛国教会と記す]）は中国国内で唯一政府が合法と認めるキリスト教事務機構だが、ますます政治組織化し、ますます教会性を失っている。しかし三自愛国教会傘下に置かれた中国諸都市の教会は6万余りあり、数千万の信徒を養っている。各地の教会は彼らの習慣や慣例に従って教会の奉仕を続けており、教会に来る大多数は社会の底辺にいる人々である。三自組織の各レベルの指導者が有する政治権力や行政上の管轄権は、各地方の人民政府と結び付いており、一般信徒が礼拝したり、祈ったり、冠婚葬祭を行う場所、つまり教会は、各人民政府との結びつきによって使用することができる。そして三自組織が管理し財政的に支えている神学校、聖書学校、訓練センターは（これらは全国の省市にひとつずつある）、各地の教会が必要としている伝道者や牧師を絶えず養成し続けている。神学的素質や知識の水準がどうであれ、少なくとも数千万の信徒たちの状況を理解し牧会の業を務めている。

ここで私たちが考えるべきは、彼ら各地の基層教会（ローカル・チャーチ）の聖職者たちの待遇をどうすべきかである。単純に否定し拒否する、これが海外の福音派に属する華人牧師たちの原則であり態度だ。彼らは三自組織を中国政府および共産党組織と同一視しており、

とりわけ三自組織の牧師や神学生を拒絶する。それでは実際の状況はどうか。聖霊の導きとかえりみは、中国各地の数千万の一般信徒と牧師、伝道者には及ばないのであろうか。各地方の牧師数は5千人強、接手礼を受けていない数万の伝道者はここには含まれていない。

三. 今、中国の大学や都市部の中産階級に「独立教会 (independent church)」あるいは海外の人々が俗にいう「家庭教会」「都市新興教会」が生まれているが、私たちはこれを特別な切り口として中国のキリスト教を考察することができる。こうした特徴ある信徒団体や教会が、神学、政治学、法学など様々な範囲にまで影響を及ぼしていることをどのように考えるべきだろうか。これらの独立教会、自由教会 (free church)⁽¹⁾ のなかでも、最も注目に値しかつ考察に値するのは「改革派教会」である。一つの問題は、かくも大勢の人々が「改革派教会」の名を好んで使う独立教会どうしが、互いに受け入れず、はなはだしい場合はたがいに否定するような状況が生まれていることだ。なぜこのようなことが起きているのだろうか。

アブラハム・カイパーの神学理論によれば、カルヴァン主義には歴史的に4つの類型があるという⁽ⁱⁱⁱ⁾。Sectarian (セクト的)、Confessional (信仰告白的)、Denominational (教派的)、Systematical (組織的) / Scientific World View (体系的・学問的世界観) の4つである⁽²⁾。私たちはこの理論を用いて中国各地の改革派教会 (の分断状況) を分析することができるかもしれない。加えて、お互いに協力できない改革独立教会には共通点がある。それは、主任牧師が海外の改革派教会と密接なつながりを持っていることである。さらにこれらの海外の改革派教会は、同じ改革派といってもそれぞれ神学的傾向を異にする系統に属している。これらのうち主たるものは、中国大陸布教のための宣教会を持つ韓

国の長老教会、インドネシアの唐崇栄牧師（1940年～）が指導する改革派教会（帰正福音教会）およびその傘下の神学院と国際布教組織（唐崇栄国際布道団）、台湾の保守的な改革派教会、さらにオランダ移民に由来する改革派教会とその神学校、たとえばアメリカ長老教会（Presbyterian Church in America）の神学校、ウェストミンスター神学校、カルヴァン神学校などである。これら4大改革派教会は中国の優秀な学者や学生、社会実業家たちをひきつけている。

三自愛国教会の神学校の中には改革派教会の出版物を用いている神学生や教員がいるが、保守的な改革派教会は、そのことを知りながら三自愛国教会を教会とは認めず、指導者たちとの交流も拒絶している。したがって、保守的であるというこの言葉は、単に神学的、教義的な立場を表すのではなく、現実の政治的立場を示しているのである。中国キリスト教の現状を分析する際に、この点も考え合わせる必要がある。

3. いかにして有効で試みる価値のある解決方法を提案すべきか

私は中国各地の教会、三自愛国教会と自由教会、北米の華人福音派（独立派）教会、欧米の様々な教派の教会を体験したり観察したりし、さらにはなによりも韓国や日本の教会との比較をしたりして、さしあたって今後中国の教会がどこにどのように向かうべきかを次のように考えている。

- 1) 今日の中国の独立教会は、政党や政治組織とは異なるものであるべきではないだろうか。独立教会は、なぜ成都の改革派教会、秋雨之福聖約教会の王怡主任牧師と同じような事例^(iv)を二度と繰り返すべきではないのか、それを考えなくてはならない。彼が有罪判決を受けたことをめぐっては、大陸の各地の家庭教会内部に様々な議

論があり、論争すら起きている。私たちが冷静に考えるべきことは、単に感情的に同情したり怒ったり悲しんだりするだけでは、この件についての様々な相異なるとらえ方を理解できないということだ。これは実のところ、中国における政教関係の現実と未来という神学的課題に関係している。

- 2) 現在に至るまで長い歴史をもつ異なる三つの教派を中国に復活させ、それぞれの伝統に従って教会建設を行うことが必要である。そして互いに尊重し合って良き関係を結び、中傷や非難を避けなくてはならない。現在海外の華人教会は大多数がバプティスト教会、長老教会で占められていて、少なくとも北米華人教会には聖公会は見当たらない。このことが華人教会の細分化や縄張り争いといった弊害を招き、中国の自由教会、独立教会に深刻な負の影響を与えている。
- 3) 偏狭な民族主義を乗り越えることが、最終的に教会間の争いや対立を回避することにつながる。カトリック修道会制度とその伝統に倣って、教派教会が中国の内外に教義と霊的な関連性を確立し、教会組織を確実に建てて現在起きている問題を調整するようになれば、海外の華人教会に入り込んでいる裏社会的な規則^(v)が内輪もめと分裂を生じさせているような事態を回避できるだろう。
- 4) それぞれの教派的伝統に沿って各教会が神学院を設立し、同時に学術研究の領域では、欧米、日本、韓国の諸大学をつなぐ組織を作り、海外の華人教会の神学院の反伝統、反学術的傾向を徹底的に改善する必要がある。
- 5) 教派を復活させること。このことこそ中国キリスト教がすぐに取

り掛からなくてはならない重要な課題である。

各国の教派教会が中国キリスト教の発展に関心を持つよう促すべきである。特に教会の業を拡大していくうえで、福音派教会の様々な方法を参考にしながら、教派教会は中国に事務局ないし小組織を設置するのである。イエズス会、聖言会、ドミニコ会などカトリックの各修道会は、黙々と中国各地の修道士や神父を受け入れている。彼ら神父や修道士がどのような状況に置かれていても、どこで奉仕をしていても、海外の修道会組織は一つの家族として人知れず彼らのために祈り、関心を持ち続けている⁽³⁾。こうした伝統を、各教派教会の組織の中に早急に取り入れなくてはならない。日本には聖公会、改革長老教会、組合教会、ルーテル教会など世界的な教会の伝統と組織があるのだから、当然中国のキリスト教と特別な関係を築かなくてはならない。まさに「祈りの法は、信仰の法」である⁽⁴⁾。

- 6) 伝統的な教会である弟兄会は、歴史的教会でも主流教会でもないが、迫害と苦難を経験したが故に⁽⁵⁾、今でも中国各地にその根を強く張っている。数多くの政治的冤罪も、彼らの非妥協的な姿勢の故であり、この点を信教の自由を研究する学者たちが非常に重視し注目している。世界各地の弟兄会の教会は、中国の弟兄会とカトリックの修道会組織のような関係を築いており、こうした関係は、ちょうど会衆制が北米、ニューイングランドに貢献したのと同じように、中国の憲政と法治に素晴らしい貢献ができるはずである。

4. 結論 市民社会と教会の伝統

市民社会は、私たちが未来の民主、法治、憲政を考えるための貴重な視角を与えるものである。市民社会が含意することは、市民の権利が保

障されること、さらに教会が特別な市民団体（信仰に基づく組織 Faith-Based Organization）として民衆、社会、国家に対する責任と義務を持つということである。

教会の伝統は、特定の教会組織、規範と規則を保証する。またこの伝統に依拠すれば、教会はラディカルな改革派のように教派教会の伝統から乖離することはない。

国外の華人の福音派の歴史がすでに証明しているように、礼典を軽視する非聖書的なラディカルな教会は、華人の裏社会的な規則づくめの伝統には都合がよく、最終的には教会を分裂させ、お山の大将が独断専行する家父長制的、専制的な教会指導層を生み出す。これは民主、法治、憲政の理念に全く悖っている。もし中国のキリスト者が組織する団体が、権力の均衡、権利の保障、民主的会議や自治など立憲国家の教会の組織や運営という側面で証と実践に欠けるとしたら、これは遺憾であり悲しいことである。

実際中国大陸の有名大学には、数多くの一流の哲学者、法学者、歴史学者がおり、彼らは不変的価値としての民主主義、立憲主義に賛成している。だが教会には来ようとしない。その理由の一つは、彼らが接する海外華人の教会の牧師や伝道師が基本的に公共的責任のために証を立てようとしていないことである。彼らは学問的にキリスト教の伝統を尊重しながら、歴史と現実の中にある教会とは距離を保っている。同じような状況が宗教改革以降のヨーロッパの知識界にも存在していたことを私たちは重視すべきだろう⁽⁶⁾。

註

- (1) 私は「自由教会」の用語を、今日の中国の官製教会組織、すなわち唯一の合法的なキリスト教組織である三自愛国運動委員会と中国基督教協会から独立した教会を指す際に用いている。したがってこれらの「自由教会」は「独立教

会 (Independent Church)」と定義づけることができる。これらの用語はエルンスト・トレルチがすでに使っているもので、かれは、ヨーロッパ近代の自由教会とカルヴァン主義との特別な関係について以下のように説得的に論じている。「自由教会運動は、最も正確な教理的かつ倫理的なカルヴァン主義という意味において理解され得る。またこの世に対して、その意思があれば、より自由な姿勢を決然と主張したり、そうした姿勢を拡大させたりできるのである。」 Ernst Troeltsch, *The Social Teaching of the Christian Churches*, Vol. II, translated by Olive Wyon, Louisville, Kentucky: Westminster/John Knox Press, 1992, p. 657.

- (2) Abraham Kuyper, *Lectures on Calvinism, Six Lectures from the Stone Foundation Lectures Delivered at Princeton University*, San Bernardino, CA, 2015, pp. 6-8.
- (3) Gottfried Wilhelm Locher, *Sign of the Advent, A Study in Protestant Ecclesiology*, Ökumenische Beihefte 45, Academic Press Fribourg, 2004, p. 196.
- (4) Cf. Willy Rordorf, *Lex Orandi Lex Credendi*, Gesammelte Aufsätze zum 60. Geburtstag Universitätsverlag Freiburg Schweiz, 1993, pp. 86-99.
- (5) 弟兄会については、例えば以下を参照。Jean Gonnet et Amendeo Molnar, *Les Vaudois au Moyen Age*, Claudiana, Torino, 1974.
- (6) ハロルド・バーマンはこのように述べている。「ある人々、特に知識人は、宗教もしくは準宗教的基礎を持たないとしても、適切な政治的抑制、経済的抑制に依存し、ある種の人道主義的哲学により頼みさえすれば、上述の基本的な法律の原則が民主主義であっても社会主義であっても、(社会は) 十分存続することができると思う。しかし、現代史を含む歴史は、事実はこれと相反することを証明している。政治制度や経済制度、さらに哲学はいうに及ばず、自分たちにとってこの制度や哲学が何かしらより高尚で、神聖な真理を代表して

市民社会と教会の伝統

いないのであれば、人間はこれらを心から推戴することはできないのである。人間から見て、ある種の制度が彼らの信仰の（命を懸けて信仰するのであり、単に理性的にそう認識しているのではない）超絶的な経験に悖るのであれば、彼らはこの制度を放棄するだろう。これは、一度は伝統宗教を捨て去った民主国家や社会主義国家が、最後には再び種族の宗教、国家的宗教、あるいは階級的宗教（あるいはこれら三つの宗教）に回帰する理由である。伯爾曼（Harold Berman）『法律と宗教』（The Interaction of Law and Religion, Abingdon Press, 1974）梁治平訳、北京：商務印書館、2012年、63頁。

訳註

- (i) 原題「公民社会与教会伝統：中国教会一個緊迫的議題」
- (ii) 宗教を管轄する中国政府の機関で、1954年の設立以降2018年までは国务院の下に置かれていたが、同年3月、共産党中央統一戦線工作部に組み込まれた。
- (iii) カイパーは1889年にプリントン神学校で6回にわたる「ストーン・レクチャー」を行った。その最初の講義においてカイパーは「カルヴィニズム」を分派的な意味でも信仰告白的な意味でも教派的な意味でもなく、自然科学を含む学問全体を意味するものとして用いるのだと説明している。カイパーは当時台頭しつつあった近代主義に対峙しうる世界観としてカルヴィニズムに注目しており、カルヴィニズムの歴史的変遷を述べようとしたわけではない。P.S.ヘスラム著、稲垣久和・豊川慎訳『近代主義とキリスト教 アブラハム・カイパーの思想』教文館、2002年、p. 82-83頁。カイパーが用いた言葉の翻訳と訳注にかんし、カイパーの専門家である豊川慎氏に様々なご教示をいただいた。記して感謝する。
- (iv) 2018年12月9日、王怡牧師は信徒ら100名余りと共に逮捕、拘留された。信徒の多くは赦放されたが、王怡牧師は「国家政權転覆扇動罪」で懲役9年に処せられ今なお収監されている。
- (v) 原文は「江湖幫会」。直訳すると「やくざ組織」である。